

熊本市認可外保育施設指導監督要綱

制定	平成17年	3月	7日制定
改正	平成22年	7月	2日保育幼稚園課長決裁
	平成22年	10月	1日保育幼稚園課長決裁
	平成27年	4月	1日保育幼稚園課長決裁
	平成28年	3月28日	保育幼稚園課長決裁
	平成29年	4月	1日保育幼稚園課長決裁
	令和2年	6月19日	保育幼稚園課長決裁
	令和2年	12月	4日保育幼稚園課長決裁
	令和5年	4月	1日保育幼稚園課長決裁
	令和6年	5月15日	保育幼稚園課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。以下同じ。）について法第59条に規定する措置及び法第59条の2の設置届出を含む指導監督を行い、もってこれらの施設に入所している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(範囲)

第2条 この要綱は、前条に定める認可外保育施設を対象とする。

(指導監督の基準)

第3条 この要綱に基づく指導監督は、認可外保育施設に入所している児童の福祉のため必要と認められる範囲内で、認可外保育施設指導監督基準（「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知）の別添（以下「指導監督基準」という。））により行うことを原則とする。

(事前指導)

第4条 市長は、認可外保育施設を設置しようとする者等から相談があつた場合及び新規開設の情報等を得た場合には、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明し、指導監督基準の遵守を求める。また、当該認可外保育施設が法第59条の2第1項の届出対象施設に該当する場合は、設置の届出を行うよう指導する。

(認可外保育施設の設置の届出)

第5条 法第59条の2第1項の規定による市長への届出は、「認可外保育施設設置届」により1月以内に行わなければならない。ただし、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第49条の2各号に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるものを除く。市長は、開設後1月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合は、「保育施設の設置に係る届け出について」による届出指導をすることができる。期限を過ぎても届出がない場合は、非訟事件手続法に基づき、過料事件の手続きを「過料事件通知書により通知する。

2 前項により届けた事項に変更を生じたときは、「認可外保育施設事業内容等変更届」により変更の日から1月以内に、市長に届出なければならない。当該保育事業を休止又は廃止したときは、「認可外保育施設〔休止・廃止〕届」により休止又は廃止のあつた日から1月以内に、市長に届出なければならない。

(報告徴収)

第6条 市長は、認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、少なくとも年1回以上、文書により、回答期限を付して、施設の運営状況等必要な事項について「認可外保育施設運営状況報告書」による報告を求める。その際、次のような場合にも速やかに報告するよう併せて指示する。

- (1) 当該施設の管理下において、次の事故が生じた場合は、「教育・保育施設等事故報告により報告を求める。
 - ・死亡事故または治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人口呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案

が生じた時点で報告すること。)

(2) 当該施設に24時間、かつ、週のうちおおむね5日間程度入所している児童がある場合は、「長期に滞在している児童について(報告)」により報告を求める。

2 前項に規定する場合のほか、市長は、当初の届出事項からの変更が認められる場合、運営状況報告の内容に疑義がある場合、臨時的報告又は長期滞在児の報告はないがその事実が半明又は強く疑われる場合、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合は、必用に応じて随時、特別に報告を求める。

(立入調査の実施)

第7条 市長は、少なくとも年1回以上、その職員をして認可外保育施設及びその事務所に立ち入り、その設備又は運営について、設置者又は管理者に対して必要な調査又は質問(以下「立入調査」という。)を行わせる。調査又は質問は、必要に応じて、保育従事者、事務職員及び利用児童の保護者等から事情を聴取する。ただし、第5条に定める届出対象外施設については、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、市長は、必要があると認めるときは、その職員をして、随時事前通告を行わずに認可外保育施設及びその事務所に対する立入調査(以下「特別立入調査」という。)を行わせることができる。

3 立入調査の指導監督班は、認可外保育施設指導監督所管部の職員2名以上で編成し、その他必要に応じて、保育士、児童福祉司、心理判定員、児童指導員、保健師、看護師(准看護師含む。以下同じ)、医師等の専門的知識を有する者を加える。

4 前項の規定により、立入調査を行う職員は、施行規則第14号様式による身分を明らかにする証票を携帯しなければならない。

5 立入調査に際しては、必要に応じて関係機関の立ち会いを求める。

6 立入調査時においては、必要と認められる助言及び指導等を口頭により行う。

7 立入調査の結果は、別に定める基準に基づき、評価を行う。

(改善指導)

第8条 市長は、立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求める必要があると認められる認可外保育施設の設置者に対し、おおむね1月以内の報告期限を記載した文書による改善指導を行い、当該認可外保育施設から改善状況の提出を求めることができる。

(改善勧告)

第9条 市長は、指導監督基準に適合せず、改善指導を行っても改善されない場合は、認可外保育施設の設置者に対し、相当の猶予期間を付して、必要な改善を勧告することができる。ただし、建物の構造等から改善が不可能と認められる施設については、相当の猶予期間を付して、移転を勧告することができる。

2 次の場合については、市長は、改善指導を行わずに改善勧告を行う。

(1) 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合

(2) 著しく利用児童の安全性に問題がある場合

(3) その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

3 市長は、前項の規定による改善勧告は、「改善勧告」により通知するものとし、おおむね1月以内の回答期限を付して、当該認可外保育施設の設置者から文書で報告を求める。

4 市長は、前項の規定により、勧告を受けた設置者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況を確認するため、特別立入調査を行う。また、回答期限が経過しても報告がない場合についても、特別立入調査を行う。

5 市長は、改善勧告に対して改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について公表を行う。

6 市長は、前項の公表に当たっては、当該認可外保育施設の設置者に対し、事前に「弁明の機会の付与」により通知する。

(事業の停止、施設の閉鎖命令)

第10条 市長は、認可外保育施設の設置者が前条の改善勧告に従わず、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき又は改善指導及び改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められる場合は、法第59条第5項の規定により児童福祉審議会の意見を聴いて、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖を命ずる場合には、当該認可外保育施設の設置者に対し弁明の機会を与える。この場合においては、あらかじめ次の事項を書面によって通知する。

- (1) 予定される命令の内容
 - (2) 命令の原因となる事実
 - (3) 弁明書の提出先及び提出期限
- 3 市長は、児童の生命又は身体の安全を確保するため、緊急の必要があるときは、改善指導、改善勧告及び弁明の機会の付与並びに児童福祉審議会からの意見聴取の手続きを経ずに「事業停止命令又は施設閉鎖命令」により命じることができる。
- 4 市長は、事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名並びに処分の内容等について公表する。
- (その他の指導)
- 第11条 3条に規定するもののほか、市長は、その職員をして認可外保育施設の保育内容等について助言を与え、又はこれらの施設に勤務する職員の研修を行う等児童の福祉の向上のため必要な指導を行う。
- (記録等の整備)
- 第12条 市長は、認可外保育施設について施設ごとにその実態、指導監督の内容等必要な記録等を整備する。
- (情報の提供)
- 第13条 市長は、第5条第1項の規定により把握した認可外保育施設に関する施設の基本情報等について、必要と認める事項を取りまとめ、ホームページへの掲載等の情報提供を行う。

附 則

この要綱は、平成17年 3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 4月1日から施行する。